

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価準備書  
委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

令和 4 年 5 月 31 日提出  
株式会社千葉袖ヶ浦パワー

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	事業計画	計画地	(4月22日現地調査での質疑・意見) ビオトープのようなため池があるが、これは なにか。工事で撤去されるのか。	(4月22日現地調査での回答) 出光バルクターミナル株式会社によると、ため池は構内散 水等に雨水を利用するために一時的に雨水を貯める場所と聞 いております。 発電所の工事により、発電所計画地と資材等置場の雨水を 流すための水路は一部改修しますが、ため池を改変する計画 はありません。	
2	事業計画	計画地	(4月22日現地調査での質疑・意見) 資材等置場には草木が茂っているが、全て伐 採するのか。	(4月22日現地調査での回答) 資材等置場として利用するため、草木は伐採して整地する 計画としております。	
3	事業計画	計画地	(4月22日現地調査での質疑・意見) 資材等置場はコンクリートなどで覆うのか。	(4月22日現地調査での回答) 砂利敷きにする計画です。	
4	事業計画	計画地	(4月22日現地調査での質疑・意見) この用地の利用履歴はどのようなか。工場等の 建物が建っていた経緯はあるか。	(4月22日現地調査での回答) 千葉県による埋め立て後に出光興産株式会社を取得した土 地になり、出光興産株式会社からは過去に建物などは建てら れておらず、未利用の土地と聞いています。 なお、出光バルクターミナル株式会社からは、一部のエリア を資材置き場等として使用していたことがあると聞いており ます。	
5	調査、予測 及び評価	大気質	(3月18日委員会での質疑・意見) 建物・煙突ダウンウォッシュについて、具体 的にどのように回避・低減をする計画か。	(3月18日委員会での回答) 建物ダウンウォッシュについては、建物の配置計画により 回避・低減しています。準備書 p.699、第 12.1.1.1-39 図上部 の条件式に該当すると建物ダウンウォッシュが発生します。 準備書 p.700、第 12.1.1.1-65 表に建物ダウンウォッシュを 発生させる可能性がある大きな建物等を記載しており、この建 物等について条件式に当てはめて確認したところ、全ての建 物で建物ダウンウォッシュは発生しない、という結果でした。 煙突ダウンウォッシュについては、煙突出口ガス速度を速 くする事で回避・低減しています。準備書 p.695、第 12.1.1.1- 63 表に煙突ダウンウォッシュが発生する風速条件を整理して います。定常運転時は風速 25.0m/s 以上、冷機起動時は	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
				12.7m/s以上の風速で煙突ダウンウォッシュが発生します。準備書 p.696 に記載の通り現地調査結果から煙突頭頂部付近の最大風速は 22.8m/s であり、定常運転時の煙突ダウンウォッシュ発生条件である 25.0m/s を下回っていることから、定常運転時に煙突ダウンウォッシュは発生しません。冷機起動時については、煙突ダウンウォッシュが発生する可能性があることから予測を行い、その結果を第 12.1.1.1-64 表に記載しています。	
6	調査、予測及び評価	大気質	(3月18日委員会での質疑・意見) 稼働条件が冷機起動となる頻度、煙突ダウンウォッシュを生じる風速条件、準備書に記載されている着地濃度が最大となる風速条件の頻度はそれぞれのどのくらいか。	(3月18日委員会での回答) 環境影響評価は最大影響を予測する観点から、年間のNOx排出総量が多くなるよう設備利用率を想定して数値を整理しています。一方、起動・停止を行うと設備利用率が下がることにつながります。このため、年に何回起動・停止を行うか、という前提では諸元を整理していません。 一般論となりますが、冷機起動は数日停止し発電設備が完全に冷えた状態からの起動パターンとなるため、その様な特性に基づけば、定期点検や、年末年始等の低需要期に合わせた補修明けなどでの起動時に想定されるため、年に数回程度と考えられます。  (3月18日委員会後の追加回答) 現地調査より、冷機起動時の煙突ダウンウォッシュが生じる風速である 12.7m/s 以上となった時間数は、年間 164 時間(約 1.87%)でした。また、着地濃度が最大となる条件である風速 12.7m/s 以上かつ大気安定度 C となった時間数は、年間 1 時間(約 0.01%)でした。	
7	調査、予測及び評価	大気質	(3月18日委員会での質疑・意見) 完全に冷えていない状態からの起動であれば、煙突ダウンウォッシュの発生風速は、定常運転と冷機起動の間あたりの見積もりか。冷機起動時が条件としては一番厳しく、年に数回あるかどうかの頻度でしか起こらないと理解して良いか。	(3月18日委員会での回答) 煙突ダウンウォッシュの発生頻度は、排ガス速度が関係します。準備書 p.694、第 12.1.1.1-36 図の曲線のうち、排ガス量は基本的にどのような起動パターンでも同じであり、出力が大きくなり排ガス量が増えるにつれて排ガス速度も速くなります。一方、窒素酸化物排出量は脱硝設備が暖まっているかどうかに関係し、冷機起動時は排出量のピークも高く、排出量が多い時間も長くなります。一方、暖機からの起動ではピークも低く、その時間も短くなります。	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
8	調査、予測及び評価	大気質	(4月22日現地調査での質疑・意見) 排熱回収ボイラ高さ 30m の根拠を教えてください。	(4月22日現地調査での回答) 設計思想によるもので、ガスタービンの排熱を効率的に蒸気エネルギーに変換する構造とすることや、耐震設計等の条件を踏まえた構造にしております。	
9	調査、予測及び評価	水環境	(3月18日委員会での質疑・意見) 温排水の重畳予測について、予測に加味している温排水はどこのもか。全ての温排水を網羅しているわけではないか。	(3月18日委員会での回答) 温排水の重畳予測に当たりシミュレーションに必要な温排水の諸元を他事業者から提供いただきましたが、その名称や温排水の諸元等を一切公表しないことが条件となっており、ご回答は差し控えさせていただきます。	
10	調査、予測及び評価	水環境	(3月18日委員会での質疑・意見) 積分の時間はどのくらいか。	(3月18日委員会での回答) シミュレーションは、潮時(満潮～干潮～満潮)を繰り返して、結果が安定した8周期目の温度包絡線を提示しています。	
11	調査、予測及び評価	水環境	(3月18日委員会での質疑・意見) 8周期にしてもそれほど長い時間ではない。気になっているのはバックグラウンドで、東京湾の海水温は平均で年間0.01 上昇しているという過去数十年の記録がある。重畳効果を考えると非常に悩ましいが、東京湾の海水温の上昇には長い時間で寄与するだろう。また、木更津では海苔の養殖が行われている。シミュレーションの境界条件、初期条件を明記した上で、水環境への影響がどのくらい少ないか、を定量的に示してもらえると漁業者の方々も納得できるのではないかと思う。	(3月18日委員会での回答) -	
12	調査、予測及び評価	水環境	(4月22日現地調査での質疑・意見) 表層放水は大気に熱が逃げるが、深層(水中)放水はそのまま(水中に)熱が残るため長期的な影響が考えられる。予測は短い時間断面、狭い領域で実施しており、東京湾の様な海域では長期的な影響が考えられる。そういった面を評価しなければ漁業者の理解は得られないのではないか。	(4月22日現地調査での回答) 表層放水方式に比べて表層での拡散範囲を小さくできる水中放水方式を採用することにより、盤洲干潟や藻場への影響を可能な限り低減することを漁業者にご理解頂けるよう、継続的に説明して参ります。	
13	調査、予測及び評価	水環境	(4月22日現地調査での質疑・意見) 冷却方式として空冷は検討しないのか。	(4月22日現地調査での回答) 冷却方式については各々の方式によるメリットやデメリットを勘案し総合的に検討した結果、海水冷却方式を採用する計画で検討しております。	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
14	調査、予測及び評価	水環境	(4月22日現地調査での質疑・意見) 近隣発電所のように表層放流としないのは何故か。近隣発電所の放水口につなげることもできたのではないか。	(4月22日現地調査での回答) 本事業においては、工事が与える影響を少なくするとともに、周辺には盤洲干潟や藻場が存在するため、温排水の拡散範囲を小さくすることを主目的に放水方式を検討し、水中放水方式を採用する計画としました。 近隣には既に表層放水を行っている事業者が存在することから、仮に当社が新たに表層放水方式の放水口を新たに設ける場合、大規模な護岸改変が必要となります。 また、近隣の既設放水口へ接続した場合、護岸改変の影響は最小限に抑えることができますが、表層放水方式であることから水中放水方式と比べると温排水の拡散範囲は相当程度大きくなる考えられます。	
15	調査、予測及び評価	水環境	(4月22日現地調査での質疑・意見) 重畳予測は、他社が実施した温排水予測結果と重ねたのか。	(4月22日現地調査での回答) 他社より放水口諸元(排水量、放水口の形状等)のみの情報を受領し、当社の放水口諸元も含めたシミュレーション条件を設定した予測を行っています。	
16	調査、予測及び評価	水環境	(4月22日現地調査での質疑・意見) 表層放水と水中放水が合わさってもシミュレーションできるのか。	(4月22日現地調査での回答) 電力中央研究所が開発した3次元予測シミュレーションモデルであり、表層放水と水中放水が混在しても予測可能なシミュレーションモデルを採用しております。	
17	調査、予測及び評価	動物・植物	(4月22日現地調査後の質疑・意見) 陸生動物調査位置(昆虫)について(準備書474p)、調査地点(ベイトトラップ調査とライトトラップ調査)の場所の修正を求めます。 現地調査から草原地に低木が帯状に生育しているのが確認できました。 現在の調査地は低木林が含まれておらず昆虫相を過小評価する可能性があります。 鳥類調査地点(準備書471p)と同じ場所に変更するか追加してください。	(4月22日現地調査後の追加回答) 陸生生物(昆虫類)のベイトトラップ及びライトトラップの調査地点につきましては、「発電所アセスの手引」において「調査地域内における動物相の概略を把握する観点から、野生動物の生息環境を網羅する調査地点、調査区又は経路を設定する」とされております。 これを踏まえ、準備書p983~985に記載の通り、調査範囲における代表的な環境として、St.1は公園(広場)及び植栽樹群(常緑広葉樹)、St.2はチガヤ群落及びオギ群落、St.3は植栽樹群(常緑広葉樹)、St.4は植栽樹群(常緑針葉樹)に設定しております。 現地調査よりご指摘いただいた場所(準備書p966~967記載の鳥類調査地点Pt.3付近)(以下「該当場所」という。)は、草地とまばらな低木が生育している環境となっておりますが昆虫類の調査地点St.1は樹林地と草地が隣接している環境、St.2は低茎及び中高茎草地が広がる環境、St.4は低木がまばらに生育している環境であり、これらの地点を調査すること	添付資料参照

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
				<p>により該当場所に生息する昆虫類の状況を網羅できているものと考えております。</p> <p>また、陸生生物(昆虫類)の調査は、ベイトトラップ調査及びライトトラップ調査のほか、該当場所を含むエリアにおいて一般採集調査を行い、スウィーピング法、ビーティング法等による採集、目視観察及び鳴き声による確認を行っております。</p> <p>以上のことから、調査地域の環境を踏まえた調査地点を設定し、動物相の概況は把握できているものと考えております。</p>	
18	調査、予測及び評価	景観	<p>(3月18日委員会での質疑・意見)</p> <p>煙突はそれほど目立たないことが分かった。その反面、準備書 p.1296 の袖ヶ浦海浜公園からのフォトモンタージュにおいて、建屋のボリュームがあり奥に見える山の稜線に被ってしまっているのが目立つ。他の色彩でもフォトモンタージュを検討していれば、その結果を図書に載せてこれが一番影響がない、目立たないということが示せれば、より分かりやすいと思う。</p>	<p>(3月18日委員会での回答)</p> <p>色彩については、「袖ヶ浦市景観計画」と整合が図れる色として決めたものですので、他の色でのフォトモンタージュは作成していません。</p>	
19	調査、予測及び評価	景観	<p>(3月18日委員会での質疑・意見)</p> <p>景観計画の色も単体の色ではなく、同じ白でも幅がある。少し暗めの白と明るめの白を比べるだけでもずいぶん違う。景観計画に示された色彩の範囲内でもう少し検討いただいた方が良かったと思った。</p>	<p>(3月18日委員会での回答)</p> <p>-</p> <p>(3月18日委員会後の追加回答)</p> <p>色彩については、現段階ではイメージの検討に留まっており、明度・彩度等の具体的な内容は、今後「袖ヶ浦市景観条例」に基づく事前相談を通じて検討を進めてまいります。</p>	
20	事後調査	-	<p>(3月18日委員会での質疑・意見)</p> <p>準備書 p.1364 以降で、事後調査は全て実施しないとなっている。それぞれの項目について、準備書 p.1363 に記載されている事後調査を実施する4つの条件との関連が分かるような一覧表はないのか。</p>	<p>(3月18日委員会での回答)</p> <p>準備書 p.1364 以降の理由欄に「予測手法は、」と書いてあるものは p.1364 の1つ目の条件に該当します。「保全措置を講じることから、」とあるものは、p.1364 の2つ目の条件に該当します。そのため、文章としては該当する項目が分かるようになっていると考えます。</p>	
21	事後調査	-	<p>(3月18日委員会での質疑・意見)</p> <p>「環境保全措置をするから事後調査しない」と読めてしまう。</p>	<p>(3月18日委員会での回答)</p> <p>準備書記載の諸元は、環境保全措置を踏まえた最大影響が考えられる数値です。この数値を元に予測を行っているため、事業の実施時にこの数値を下回れば予測の結果も超えることはないと考えています。このため、環境監視計画で定めた内容を守ることによって予測の不確実性は無く、環境影響評価制</p>	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
				度上の事後調査は実施する必要が無い、ということが記載の趣旨です。	
22	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 環境監視計画を見たときに、これは事後調査ではないかと思った。準備書 p.1361 は丁寧に書かれているのに、準備書 p.1363 以降になると「実施しない」ばかりになったのはなぜか。	(3月18日委員会での回答) 環境監視計画と事後調査は、位置づけが異なります。 本環境影響評価においては、実効性がある環境保全措置、実績のある予測手法を用いています。このため、予測の前提である事業の諸元について環境監視で超えていないことを確認できれば、予測の結果より悪化することはなく、環境影響評価制度上の事後調査対象にはならないと考えています。	
23	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 環境監視計画について、確実な内容かどうかはどこで検証されるのか。	(3月18日委員会での回答) 環境監視計画に記載している事項は、確実にまいります。環境監視結果の公表については環境影響評価制度では定めがありませんが、行政や住民の方々、周辺事業者から問われた際には提示できるよう整理しておくことになると考えています。	
24	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 科学的に確実になるような内容の調査がされていることが検証されなければならない。調査内容が適切か、調査手法が妥当かが問われる。それについてはどのように対応するか。	(3月18日委員会での回答) 例えば、大気質の窒素酸化物濃度については、予測において発電所から出る排出濃度及び排出量を用いて拡散計算しています。排出濃度が4.5ppmを超えなければ、準備書の予測評価結果より悪化することは科学的にはないと考えています。このため、環境監視計画では、排ガス中の窒素酸化物濃度を連続測定し、4.5ppmを超えないことを常に確認すれば予測結果を満足できることから、妥当性があると考えています。	
25	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 複数の項目について事後調査が必要ないという結論を出す前提として、調査方法がどの程度精度が高く確実な内容なのか、しっかり評価することが求められている。	(3月18日委員会での回答) 準備書 p.1361 以降では環境監視計画、事後調査についてのみ記載していますが、諸元の設定や具体的な予測手法は、12章12.1に項目ごとに記載しており、その項で説明できているものと考えています。	
26	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 事後調査をしないのはもったいない。一番皆が知りたいのは、評価が正しかったかどうか。それが分かるのが事後評価、事後調査だけであるが、準備書 p.1363 以降において事後調査は全て「実施しない」とある。本当は、環境影響評価はその後に影響があったかなかったかが分からないと更なる進歩がない。	(3月18日委員会での回答) 環境影響評価制度上の事後調査は、予測評価の結果や環境保全措置の効果に不確実なものがあり、環境影響の程度が大きく上がってしまうリスクがあるものについて調査するものと定められています。本環境影響評価の予測評価の結果はそれらに該当しないことから、環境影響評価制度上の事後調査は実施しない計画としています。	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
			(3月18日委員会での質疑・意見) 環境監視は計画内容までが審査対象で、事後調査は調査結果も審査対象になる。事業者はそれを避けているような印象を持ってしまう。	(3月18日委員会後の追加回答) 上記の通り、環境影響評価制度上の事後調査の要件に該当しないことから、環境保全措置の確実な採用及び実施を大前提に、予測の基礎となっている事業の諸元を環境監視により把握していくことで、周辺環境の保全に努めていきます。	
27	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 事務局への質問かも知れないが、大気に限らず温排水もそれ以外の項目も自然の不確実性はある。この事業以外の事業にも本日の事業者説明が当てはまるのであれば、全ての予測は全てのケースを対象にされていることになる。そうすると、他の事業に対しても事後評価はやらなくて良いことになる。事務局としてこういった案件では事後調査を求めないということであれば、それはそれで良いがどうか。	(3月18日委員会での回答) -  (3月18日委員会での事務局回答) 過去と同様な発電所アセスの事例では、事後調査の対象にはなっていません。	
28	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 大気について予測評価に不確実性があるかないかについては、書きぶりの話ではないか。環境監視をするから事後調査はしないという書きぶりが強い表現であり、誤解を招いている。せっかくばい煙を測定する計画であれば、その事実は書いた上で、制度上の事後調査はしないという記載の方が良いのではないか。	(3月18日委員会での回答) -	
29	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 事後調査をして初めて予測の結果が分かって、予測手法の精度が上がる。また、不確実性がないというのは、管理された実験室ならまだしも現実的にはあり得ない。環境監視で諸元が確認できれば、予測評価結果が正しいとのロジックだった。万が一、環境監視で諸元や予測を超えるようなことがあった場合は事後評価するか、ある条件では事後評価するというように柔軟な記載にできないか。	(3月18日委員会での回答) 環境監視計画に挙げているものは、環境アセスメントの予測評価を確実にするために管理値として超えてはいけないものと理解しています。万が一、環境監視の結果が予測時の諸元を超えたらどうするか、については地元の行政等に相談をすることはありますが、環境監視計画で守ると宣言したものについては、これを超えないように管理していきます。このため、これが環境影響評価制度上の事後調査に繋がることはないと考えます。	

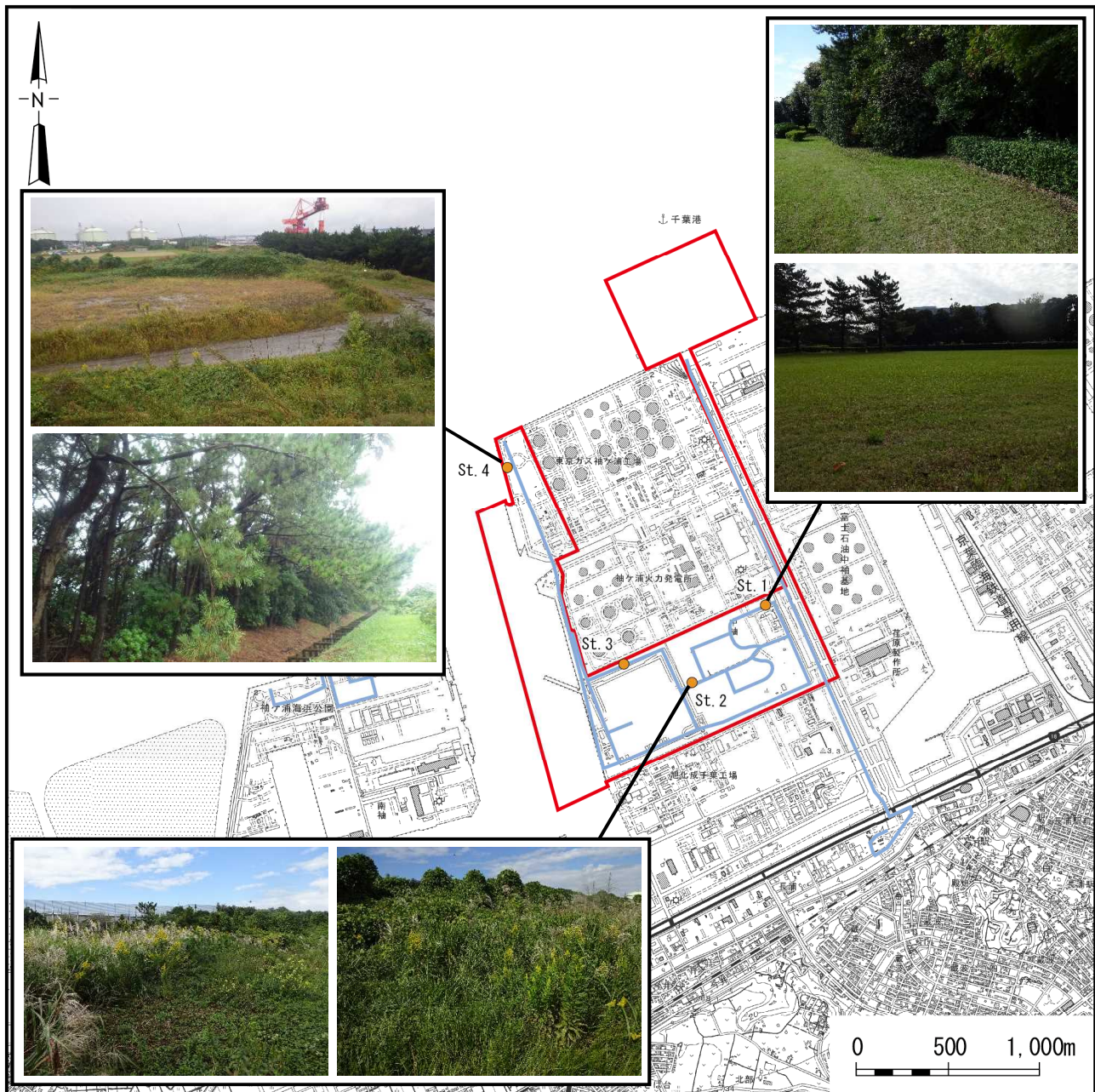
No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
30	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 100%事業者側で環境をコントロールすることが可能なのか。	(3月18日委員会での回答) 環境監視計画に定めているものは事業者がコントロール可能なものです。バックグラウンド濃度等についてはコントロールできないと認識していますが、一方で、バックグラウンドの変化がどの事業に原因があるかと端的に結び付けられるものではないと考えています。予測のベースであり、事業者としてコントロールできる諸元については順守していきます。	
31	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 環境が変わることによる不確実性が高いため、事後調査を求める意見が各委員から出ているのではないかと。	(3月18日委員会での回答) 不確実性については、環境が変わることによる不確実性と、本環境影響評価における予測評価の内容による不確実性の二つが議論になっているかと考えます。事業単体を評価する環境アセスメントにおいては、環境が変わることによる不確実性を以って環境影響評価制度上の事後調査を求めるものではないと考えています。  (3月18日委員会後の追加回答) 一方で、予測手法は妥当性が検証され、多くの環境アセスメントにおいて使用・審査実績がある手法を採用し、予測の基礎となっている事業の諸元を環境監視により把握していくことで、予測評価の不確実性は低いものと認識しております。	
32	事後調査	-	(3月18日委員会での質疑・意見) 環境影響評価は、環境に対して事業がどうインパクトを与えたのかで評価するのであれば、あくまで事業の前後において事業の実施によってどういった環境影響があるのか、で評価するしかないのではないかと。	(3月18日委員会での回答) 事業による環境影響は、予測評価を行い準備書にお示しています。その予測結果は確実性が低いと考えられるのであれば事後調査に該当する、というのが環境影響評価の制度です。一方、現況値が変化し得る可能性を以って事後調査を行うことは、環境影響評価の制度の考え方として合わないものと考えています。  (3月18日委員会後の追加回答) 環境影響評価は、事業内容を決めるに当たり、環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査・予測・評価を行い、事業計画に反映していく制度と認識しています。事後調査の実施要件は、準備書 p.1363 に記載のように発電所アセス省令に規定されています。本環境影響評価の予測手法は、妥当性が検証され、多くの環境アセスメントにおいて使用・審査実績がある手法を採用していることから予測の不確実性は小さいと考えています。また、環境保全措置につ	




No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
				<p>いても過去の同様事例での実績が多数あり効果に係る知見が不十分なものはないと考えています。これらのことから、本事業に係る環境影響評価については、環境影響評価制度上の事後調査の要件に該当しないことから、環境保全措置の確実な採用及び実施を大前提に、予測の基礎となっている事業の諸元を環境監視により把握していくことで、周辺環境の保全に努めていきます。</p> <p>また、発電所は、環境影響評価書（評価書記載の環境保全措置・ばい煙、騒音、振動等の公害対策）に記載されたとおりにより工事を行うことが工事計画の認可等の条件となっていることから、環境保全に係る措置の適切な実施が担保されていると位置づけられています。</p> <p>なお、火力発電所に係る大気質、騒音・振動、排水水質、温排水水温、緑化、景観の環境保全措置については、経済産業省の委託調査報告書「平成 25 年度 発電所環境保全措置評価事業調査報告書（公開版）」において、確実な取組が行われていることが確認されています。</p>	
33	事後調査	-	<p>（3月18日委員会での質疑・意見）          現行の環境法の範囲で、実態に即した形で表現していただければ良いかと思う。事業者側が誠実に行っていることを環境影響評価図書に記載してもらえれば、アセスメントの役割を果たしていると思う。</p>	<p>（3月18日委員会での回答）          準備書 p.1363 に事後調査の4つの条件を挙げ、p.1364以降で各項目について当社としてそれらに該当しないと考えていること等を整理した上で、「このことから、事後調査を実施せず、環境監視を確実に行うことによって環境の保全に努めていく」と記載しています。</p> <p>（3月18日委員会後の追加回答）          事後調査を実施しないこととした理由において、環境監視計画に該当する項目については、各理由の記載箇所において環境監視計画を踏まえた理由を記載することを、評価書作成時に検討いたします。</p>	
34	環境監視計画	-	<p>（3月18日委員会での質疑・意見）          事後調査と少し関連するが、何らか周辺で環境基準値を超えたような場合に、発電所の稼働状況の問い合わせがあれば公表する、あるいはホームページに掲載するなど何かしら確認が取れるような体制、告知、方法論について説明頂きたい。</p>	<p>（3月18日委員会での回答）          窒素酸化物の排出濃度は、テレメーターにより千葉県で常に監視できるようになります。また、行政や住民の方々から情報提供依頼があれば、その内容に応じて適宜検討します。</p> <p>（3月18日委員会での事務局補足）          通常、臨海部の工場とは環境保全に関する協定を結んでおり、その中で、常時監視としてテレメーターで1時間のNOx</p>	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
				排出総量等をデータとして提供してもらい、監視できるようになっています。その値が、法よりも厳しく設定した基準を超えないか把握しています。この規模の発電所であれば協定対象であり、同じような対応をとることになります。	
35	手続き	住民説明会	(4月22日現地調査での質疑・意見) 説明会などで住民からはどのような反応があったのか。	(4月22日現地調査での回答) 3月に2回説明会を実施し、合計71名ご来場いただきました。 主なご意見として、窒素酸化物、温室効果ガス及び温排水の影響を懸念するご意見が大多数を占めており、一方で、発電所建設に賛成するご意見も頂いております。	


昆虫類トラップ調査地点の概要



凡 例

 対象事業実施区域

【現地調査】

 一般採集調査ルート

 調査地点（ベイトトラップ調査、ライトトラップ調査）（4地点：St. 1～St. 4）